

健感発 0719 第 2 号  
薬生検発 0719 第 1 号  
令和 4 年 7 月 19 日

各検疫所長 殿

健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )  
医薬・生活衛生局  
検疫所業務課長  
( 公 印 省 略 )

### 海外渡航者に対する感染症予防啓発について

平素より感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今後、夏期休暇を控え、人の移動が増加することが予想されます。

海外においては依然として、我が国に存在しない感染症や我が国における発生よりも高い頻度で発生している感染症が報告されており、海外に滞在している間にこれらに感染することを防止するためには、その予防方法等の情報を海外渡航者に対して提供することが重要です。

このため、厚生労働省では、別添のとおり自治体に対し、検疫所ホームページ（FORTH）を用いて海外渡航者への感染症予防啓発を行うこととしましたので、各検疫所におかれましても、海外渡航者に対して、ポスターやリーフレットを活用した感染症予防に関する注意喚起の一層の徹底を図られるようよろしくお願いします。

帰国時における健康相談についても、積極的な利用を呼びかけるとともに、健康相談者に対する適切な対応をお願いします。なお、海外渡航者に対するポスターやリーフレットについては、当省ホームページに掲載しています。

(参考) 海外渡航者向けポスター・リーフレット厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00003.html)